

1. 放課後児童会待機児童ゼロの早期実現に向けて

浜松市として、放課後児童会の利用率統一や保護者負担金の減免規定の制定など「放課後児童会運営支援事業」の民間委託を進め、より利用しやすい放課後児童会の対応をしていたいただきありがとうございます。地域によって格差があるものの市全体として待機児童は、昨年と比較して増加しており、未だにゼロにはなっていません。両親が共働きしている家庭が一般的となり、労働者が働きやすい環境を整えることも市政にとって大切な課題の1つであると考えます。

昨年の懇話会で伝えさせていただきましたが、労働者が危惧していることは、長期連休中の子どもの預かりについてです。子どもたちが犯罪や事故等に巻き込まれることを避けるため、保護者の多くが長期連休中だけでも子どもを預けたいと思っています。そうした事情を背景に、平時は祖父母などが預かってくれるため放課後児童会を利用する必要のない方が、長期連休時のみ子どもを預ける枠取りのために年度初めに申請するケースがあると認識しています。しかし、より必要性のある家庭状況の方に配慮して、放課後児童会への申し込みを遠慮している方も少なくありません。

昨年度の要望で放課後児童会待機児童ゼロの早期実現に向けて提案させていただいた際「定員拡大の取り組みを今後も引き続き進めると共に、民間事業者による新たな放課後児童会の開設や、夏休みにおける預かりの促進など、様々な取組みを検討・実施したいと考えています」と回答いただきました。その後の浜松市としての検討・実施の進捗状況の確認及び以下の2点について要望します。

(1) 夏季休業時は、通常時とは違い、放課後児童会の開所時間が8時からとなっていることに加え、保護者の引き渡しが必要になってくるため会社の始業時間に間に合わない等、不都合が発生しています。特にものづくり産業が中心の浜松市において、出勤時間が定められている労働者にとっては、決して利用しやすい制度とはいえません。働く人が安心して子どもを預け、働き続けることができるよう、長期休暇時における放課後児童会開所時間を早める等の柔軟な対応をお願いしたい。

また、昨年の回答にもあるように、今後人口減少が進む中、施設増や人財確保に課題があり、待機児童は昨年と比較して増加していることに加え、長期休暇時の預かりについての声も上がっていることから、これらの課題や現状を踏まえ浜松市として長期休暇時に子どもを預けることができるような放課後児童会の対応について検討をお願いしたい。

(2) 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児等に対して適切な支援を行う責務を有することになりました。施設や設備、知識や技能をもつ職員の確保等、様々な課題が山積していると思われませんが、ケアが必要な子どもたちとその家族が安心して子どもを預けられる体制の拡充をお願いします。

(回答)

(1) 市の放課後児童会において、早朝からの預かり希望が一定数あることは、子育てアンケートの結果からも承知しています。事業化にあたっては、開設時間の延長による支援員の採用や運営費等予算の確保、利用者の応分負担などの課題があり慎重に検討する必要があります。

そうした中、市では今年度から民間の放課後児童会等の開設運営に関する補助金事業を拡充しており、事業者においては開設時間の延長、送迎サービスの実施、夏休み期間中の預かりや早朝開所の実施など、より良いサービスの提供や新たな放課後児童会の開設につながりました。

また、9月現在、新たに民設民営の放課後児童会が2か所開設され、100人の定員が確保されており、本制度が事業者に浸透していくことで、今後も更なる開設が見込まれます。ただし、放課後児童会は就労している保護者の支援策としての事業であり、広く子どもを預かる制度とはなっていません。このため、長期休暇時の利用ニーズへの対応については、国としてどのような支援の枠組みで対応すべきか、広く議論される必要があると考えます。

一方、こどもの居場所づくりは、市はもちろんのこと各ご家庭でお子さまの見守りを調整いただいたり、就労先の企業においても時差出勤等を導入していただいたり、社会全体で取り組むべき課題でもあると考えています。

(2) 市の放課後児童会においても、医療的なケアが必要な児童は在籍しています。入会を希望される場合は、事前に保護者、支援員、運営事業者、学校、看護師などと面談や調整を重ね、入会していただいているところです。また、入会後には、当該児童の医療的ケアに必要な臨床研修を受講した看護職員を配置するとともに、保護者や児童と関係者を交えた会議も行い、適切なケアが受けられるよう体制を整備しています。

今後も引き続き、保護者が安心して子どもを預けられるよう努めていきます。

浜松市学校教育部 教育総務課

電話053-457-2401

2. 子どもの貧困問題をはじめとする学校の支援体制について

小中学校では、教職員だけで解決できない様々な問題が発生しており、具体的には不登校やいじめ、暴力行為や児童虐待、友人関係、非行・不良行為、教職員等との関係や心身の健康に関する問題等、幅広く専門的な知識を有する人材が必要になっています。

特に子どもの貧困は、社会問題として深刻化しています。令和2年「浜松市子どもの貧困に関する実態調査」によると、困窮群とされる層が8.6%（2,779世帯中238世帯）いるとされています。また、困窮予備群も13.9%（2,779世帯中385世帯）いて、ひとり親世帯に限ると、この2つで66.0%（288世帯中190世帯）になります。

浜松市では、令和3年9月に「子どもの未来サポートプロジェクト」を策定し、子どもの貧困対策に取り組んでおり、期間は今年度末迄となっています。このプロジェクトを策定する際、前プロジェクトの総括として、「地域の支援者が関わった児童の情報を行政や学校等と共有した上での連携について、個人情報保護の観点等から課題が残っている」と挙げられており、本プロジェクトはその課題を踏まえての計画になっていたものと捉えています。まずは、この課題について、本プロジェクトを通じてどのような改善がされたのか見解を伺いたい。

支援体制確立のためには、早期発見と関係機関や行政との連携が必要であり、その役割を果たしているのが、民生委員、児童委員、スクールソーシャルワーカー（以下SSW）、子ども貧困コーディネーターなどであります。国において、SSW配置拡充のための予算増額により平成28年の1,780人から令和4年までに3,241人まで増員され(+82.1%)、支援件数も4,087件から8,838件まで増加(+116.2%)しています。浜松市においては平成21年度の8人配置から令和6年には17人まで拡大してきました。しかし、原則拠点校配置であると同時に週4日勤務であることや、1人あたりが抱える件数が多いことなどが理由で十分な支援ができていない声を聞いています。（SSWが抱えている校区は、3校～4校）様々な状況下の中、人材の確保は難しいことも理解できますが、支援者のなり手を確保するための浜松市の対応を教えてください。加えてSSW配置拡充のため予算増額をお願いします。

(回答)

子どもの未来サポートプロジェクトでは、地域での子ども支援ネットワークの充実を図るため『支援団体と行政機関の連携強化』に取り組んできました。

具体的には行政と支援団体との連絡会へSSWの参加や、民生委員・児童委員、主任児童委員に対し、行政や地域の支援団体の活動情報を提供・共有することで、支援の繋ぎの仲介役となっていただくなど、組織間の連携強化を図っています。

最近では、SSWだけでなく学校の教員も地域の子どもの食堂などに足を運び、子どもの様子の確認や、情報の共有など、支援者間での連携が図られている会場も増えています。

また、学校で把握した福祉的支援が必要な子どもには、SSWを通じて地域の学習支援教室などを紹介しています。

今後も子どもの支援体制の充実を図るため、個人情報にも配慮しながら行政や学校、子どもと関わる地域の支援者が連携・協力することで、支援を必要とする子どもや家庭を支えられるよう取り組んでいきます。

次に、スクールソーシャルワーカーについては、社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を有する人材を配置し、家庭環境等の問題を抱えた児童生徒や保護者に対し、関係機関との連携調整を図ることで多様な支援方法による問題の解決や状況の改善につなげています。

しかしながら、子どもの貧困をはじめとして、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待、ヤングケアラーなどの問題は年々増加し、対応内容も多岐にわたり、深刻化しています。

そのため、今年度、SSWを増員して20人とする予算措置をしましたが、社会福祉等の専門的な知識や技能に加え、教育分野に関する知識を用いたより丁寧な支援が必要な職務であることから、適切な人材の確保が課題です。

現在、SSWの人材確保のため、広報はままつと市ホームページでの募集に加えて、新たに福祉専門の学科をもつ大学や専門学校へのリクルート活動を進めています。今後も人材確保に注力するとともに、配置拡充のための予算増額も検討していきます。

浜松市子ども家庭部 子育て支援課
電話053-457-2792

浜松市学校教育部 指導課
電話053-457-2411

3. スポーツ大会出場激励金等の拡充と申請方法の簡素化について

浜松市においては出場権を得て参加する全国規模以上の大会へ出場する個人又は団体に対して激励金を交付していますが、金額が少ないとの声を聞いています。

現制度では全国高等学校体育連盟及び全国高等学校野球連盟、国民スポーツ大会で1人につき5,000円。団体種目については上限50,000円となっています。その他の全国大会においては1人につき3,000円。団体種目については上限30,000円。同じ政令市である静岡市を見ると小学生は出場者1人につき6,300円。中、高、大学生は出場者1人につき9,000円。団体競技は上記金額×登録人数となっており、1チームにつき10万円が限度となっています。同じ政令市である新潟市や岡山市、相模原市においては国民スポーツ大会で浜松市の倍の10,000円を交付しています。

浜松市は「するスポーツ」「観るスポーツ」「支える(育てる)スポーツ」この3つの観点でスポーツ振興を進めています。「するスポーツ」を充実させることで健康増進につながり、更には魅力ある街にもつながると考えますが、浜松市としての考えを伺いたい。併せて以下2点について要望します。

(1) 激励金は全国大会に出場する旅費などの費用に充てており、昨今の物価上昇により生計費に影響を及ぼすことや、浜松市としてスポーツ文化都市浜松を目指していることを踏まえると、このような制度を充実させていくことが必要と考えます。浜松市を代表して全国大会に出場すれば、浜松市をPRすることにつながります。全国大会へ金銭的な理由で出場できないことも避けなければいけません。積極的な支援として激励金の増額をお願いします。併せて、文化活動における激励金支援についても対応をお願いします。

(2) 申請にあたり「スポーツ大会出場激励金交付申請書」「予選結果のわかる書類または競技団体からの推薦書」「全国大会開催要項」「支払口座振替依頼書」、必要に応じて「委任状」の5種類の届け出を郵送または窓口へ提出とあります。また出場後の「大会出場結果報告書」も書面提出です。

届出の簡素化及びペーパーレス化の観点から浜松市ホームページから申請を行えるなど電子データによる申請も検討が必要であると考えます。

(回答)

(1) 激励金の交付額や制度など、必要に応じて検討していきます。

(2) 書面のEメールでの送付やスマート申請等、デジタルによる申請を順次進めていきます。

浜松市市民部 スポーツ振興課
電話053-457-2421

浜松市市民部 創造都市・文化振興課
電話053-457-2417

4. 家庭ごみ減量の取り組みについて

浜松市においては家庭ごみ有料化に関連する条例改正案が令和 6 年 2 月定例市議会で賛成多数にて可決されました。

ごみ袋 10あたり 1 円の有料化は物価上昇が続いている昨今、更に家計を圧迫することにつながります。ただ、家庭ごみ有料化に関する改正条例では実施時期については定めておらず、ごみの減量目標の達成・定着状況、社会経済情勢を総合的に判断し決めることとしています。

浜松市では、令和 10 年までに家庭系ごみ排出量を「一人 1 日あたり 404g」まで減らすことを目指す「Go!みんなで 404 チャレンジ」の取り組みを行い、直近では目標達成可能な推移を示しております。このような現状を踏まえ以下の 3 点について要望します。

- (1) ごみ減量の取り組みにより、ごみ袋の有料化が見送りとなれば、労働者としても家計負担増への不安の払拭につながるものと考えます。この取り組みを一過性のものではなく、更なる減量につなげるため市民に対する伝え方について浜松市としての考えを伺いたい。
- (2) ある自治体においては企業と連携し、プラスチック製品を持ち込んだ場合、ごみの重量に応じて当該店舗で利用可能なポイントを付与するシステムを導入しています。このような取り組みは市民にメリットがあることから、多くの方が積極的に参加し、ごみ減量に大きく寄与するものと考えます。浜松市においてもこのようなシステムを積極的に導入できるよう支援をしていただきたい。
- (3) ごみ減量においては生ごみ処理機も有効な手段であると考えます。浜松市としても生ごみ処理機購入助成金制度がありますが、処理機本体の購入価格の 2 分の 1 以内で 10,000 円が上限となっています。他の自治体を見ると 20,000 円～70,000 円を上限とし、購入価格の 3 分の 2 を助成しているところがあります。更なるごみの減量の取り組みと家計への負担軽減を実現するため、生ごみ処理機購入助成金の増額をお願いしたい。

(回答)

- (1) 今年2月に家庭ごみ有料化に係る改正条例を市議会にて可決頂きましたが、その際は、有料化の実施時期を定めず、今後のごみの減量目標値の達成・定着状況や社会経済情勢を総合的に判断し、改めて決定することとしています。今年から「Go!みんなで404チャレンジ」としたキャンペーンを展開し、市民の皆様と協働して、この目標値を共有するとともに、ごみの減量・資源化に取り組んできました。この取り組みは、6月末までの状況を見る限り、一定の成果は上げているものと判断していますが、引き続き令和6年の目標値達成に向けて、より一層のご協力をお願いしたいと考えています。なお、本キャンペーンの一環として、9月8日に市民参加型の啓発イベント「ごみ減量チャレンジDay～みんなでサステナブル！？～」を開催しました。今後も、目標値達成に向けて、目標値の共有と減量の取り組みについて、周知啓発に取り組んでいきます。
- (2) 資源物排出時にポイントを還元するシステムは、民間事業者主体となる取り組みとして進められています。資源物の分別にあたり、経済的なインセンティブを付与することは、ごみ減量やリサイクルの推進における市民の行動変容にとって、大変重要であると認識しています。市内において、民間主体となる取り組みとして普及を促進するため、ホームページで民間回収拠点を周知広報するなど、市として必要な支援を行っていきます。
- (3) 生ごみ処理機については、生ごみ減量の手法として、特にコンポストを置くスペースのない家庭などで有効であると評価しています。現行制度は令和3年度に一度見直しを行っている経緯をふまえ、他都市の補助事例などについて情報を収集するとともに、減量効果などについて検証を行いつつ、民間事業者との連携も視野に入れながら、今後の制度の在り方について検討を進めていきます。

浜松市環境部 一般廃棄物対策課

電話 053-453-0011

5. 災害対策と避難所の環境整備について

本年1月に発生した能登半島地震により、甚大な被害を受け、今も尚、避難生活を余儀なくされている方たちがいます。直近でも「南海トラフ地震臨時情報の巨大地震注意」が発表され、ここ浜松市においても対策は必須であると考えますので、以下の2点について対策をお願いしたい。

(1) 石川県や新潟県で液状化現象が発生し、建物やパイプラインなどにダメージを与えました。液状化現象が確認された箇所は2,000か所以上にもわたり、東日本大震災に次ぐ規模となりました。浜松市は川や湖、海に面している地域が多く、埋め立て地も多いことから液状化現象による被害が大きいものと予想されます。能登半島地震においては災害発生後、半年を経過しても液状化現象の影響により断水が続いている地域があり、水を確保することは復興に向けて重要であると考えます。

浜松市の水道管の耐震化は55.7%と全国平均の42.3%を上回っているものの、広大な面積を有することから計画的に対応を進めていくことが必要と考えます。液状化現象のハザードマップにて液状化可能性分布を見ると特に旧南区に集中していることが確認できますが、どのように優先順位を付け対策を行うのか確認させてください。また、液状化現象の予測被害が大きい地域において早急な対策をお願いしたい。

(2) 避難所については、近年では地震に限らず大雨の際にも、学校に開設されることがあります。大規模な災害が起こった際は、長期にわたって避難所生活を余儀なくされる可能性がある中、学校施設は避難所としての機能が十分とはいえない状況にあります。例えば、体育館には空調設備が整っていないことや、入口にドアが無くプライバシーが確保されていないトイレがあり、さらに運動場に設置されたトイレは男女共用であるものも多くあります。

長期の避難生活におけるストレスは私たちの想像を超えるものであり、プライバシーが確保されない状況はトラブルにつながりかねません。また、昨今は世界的に気温が上昇していることから熱中症のリスクも高まっています。暑さだけではなく、寒さ対策の観点においても対応が必要であることから避難所の環境整備をお願いしたい。

(回答)

- (1) 液状化を含む地震動によって想定される被害としては、本来一体化されている水道管の継手部分が離脱することによって、通水が寸断されてしまうことが想定されます。被災後には、早期の応急復旧に向けた漏水調査や修繕する際に必要となる水を確保する必要がありますが、各家庭に水を運んでいる配水管の元となる重要な幹線管が被災した場合、小口径管路に比べて口径の大きい基幹管路は、管材料の調達に時間を要するため、復旧が長期化してしまいます。

そこで、市では、被災時における応急復旧期間を短縮させるため、平成23年度から基幹管路耐震化事業を最優先に取り組んでいます。また、各家庭に配水している口径の細い水道管につきましても、耐震性能のない古い管を離脱防止機能を備えた耐震管へ替えていく老朽管更新事業を平成11年度から進めています。

市としてはこれら2つの事業を今後も継続し、液状化対策を含む、南海トラフ巨大地震への備えをしていきます。

- (2) 体育館のエアコン等の空調設備の整備については、現在、教育委員会が主体となって大型スポットクーラーの配備に向けて進めているとともに、大型扇風機を各2基274基配備しています。また、寒冷時の対策としても、毛布などの備蓄も計画的に進めつつ、災害時に不足する資材については、協定先等から調達をしていきます。

トイレ環境の整備については、仮設トイレや簡易トイレ、マンホールトイレなど約2,800基のトイレを確保し、学校の既設トイレ約8,000基を加えると、スフィア基準の20人に1基を概ね満たします。現在、市では携帯トイレの備蓄とマンホールトイレの整備を計画的に進めています。

プライバシーの確保については、各避難所等に女性の更衣室用1基、授乳室用1基の計2基のプライベートテントを474基、段ボールパーテーションを約4,800組配備しています。これからも備蓄スペースの確保と併せ、高齢者や障がい者など、特にプライベート空間を必要とする避難者のためにプライベートテントなどの配備を計画的に推進し、避難所環境のさらなる向上に努めていきます。

市も、このように避難所の環境整備に取り組んでいきますが、必ずしも十分な環境とは言えないことから、在宅避難ができるように住宅の耐震化の促進や家具の固定、1週間程度の非常食等の備蓄について、引き続き市民の皆さまに啓発していきます。

浜松市上下水道部 水道工事課
電話053-474-7411

浜松市危機管理監 危機管理課
電話053-457-2537

6. 自転車の交通事故削減及び被害軽減の取り組みについて

改正道路交通法の施行により、自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。警察庁の統計(令和元年から令和5年)では、日本全体で自転車乗用中における交通事故で亡くなられた方の約5割が頭部に致命傷を負っています。また、ヘルメット未着用者の致死率(死傷者数に占める死者数の割合)は、着用者に比べ、合計で約1.9倍高くなっています。昨年7月の着用率の全国調査では、日本全体は13.5%、静岡県は10.6%であり、全国平均を下回っていることから、自転車乗用時の交通事故防止及び被害軽減に向けて以下の3点について要望します。

- (1) 浜松市でも自転車事故が多く発生しています。事故を削減するには自転車の運転マナー向上に努める必要がありますが、万が一事故が発生してしまった場合、被害を軽減させるため、小中学校の段階でヘルメット着用の必要性を教育することが重要であると考えます。ヘルメット着用は努力義務ではありますが、教育の場で伝えていくことで、生徒自身が考えるきっかけとなり、交通事故の防止につながると考えられます。万が一交通事故にあったとしてもヘルメットを着用していることで怪我の軽傷化にもつながります。子どもたちの安全を守るためにも右側通行の危険性等を小中学校の教育での周知徹底をお願いしたい。
- (2) 自転車による死亡事故を減らすためには、ヘルメットの着用率を上げることが必要です。浜松市近隣の森町や、清水町、三島市では自転車乗車用ヘルメット購入費の2分の1(上限2,000円)を補助する制度があります。浜松市としてもヘルメットを購入するきっかけとして購入時に補助金の適用をお願いしたい。
- (3) 上西町や本郷町等に自転車専用レーンが数か所整備され、事故削減に寄与していると考えます。車道・歩道幅の確保など課題があると認識をしていますが、自転車事故の削減、市民の安全を守るためにも交通量の多い道路などを優先に自転車専用レーンの整備をお願いしたい。

(回答)

- (1) ヘルメットの着用は、交通事故などから子供たちの命や安全を守る手段として有効です。市立小中学校では、毎年度、全ての学校において策定している学校安全計画に基づき、関係機関の協力のもと、発達段階に応じた交通安全教室の実施や自転車シミュレーターによる危険予測訓練などの機会を捉え、ヘルメットの着用や右側通行の危険性等、自転車乗車時の交通ルールについて啓発・指導を行っています。

令和5年4月1日の道路交通法改正により、自転車通学時におけるヘルメット着用は、従来から着用義務があった小中学生に加え、高校生に対しても着用の努力義務が課せられています。

こうしたことから市立高等学校では、従前から行っている全校生徒への自転車指導や、新入生を対象としたサイクルマナー教室などにおいて、自転車事故の際のヘルメット着用の有効性についてもさらに啓発を行っています。

また法改正に合わせ、生徒による「自転車乗車用ヘルメット推進員」を組織し、ヘルメット着用を促す活動も進めています。

今後も、関係機関と連携した交通安全教育を継続実施し、子供たちの交通事故防止に取り組んでいきます。

- (2) 自転車乗車中のヘルメット着用は、自身の命を守るために非常に重要と考えており、乗車中は必ずヘルメットを着用していただきたいと考えています。そのため、ヘルメットの購入補助を実施している他自治体の実態や動向等を注視してきましたが、市においてはすべての自転車利用者を対象としたヘルメット購入に対する補助等の予定はございません。

しかしながら、自転車利用の多い高校生の着用推進に向けた取り組みとして、警察が指定する自転車マナーアップモデル校の生徒のうち、ヘルメット着用推進を広報する生徒に対して、浜松市交通事故防止対策会議からヘルメットを贈呈し、通学や啓発活動等でヘルメット着用を広めていただくことで、同世代を中心にヘルメット着用の促進を図っています。

また、幅広い年代にヘルメットの着用を推進するため、今年8月に高齢者に対するヘルメット贈呈をモデル的に実施したところです。

今後も、同事業によるヘルメットの着用推進と合わせて、自転車の交通事故防止と被害軽減に向けて、関係団体等と連携協力した交通安全教育と普及啓発活動により一層取り組んでいきます。

- (3) 市では、歩行者、自転車、自動車が、それぞれお互いに思いやり、安全に安心して通行できることが大切であると考え、自転車通行空間の整備に取り組んでいます。整備方法は国の示すガイドラインに基づき、交通量や速度に応じて、車道部分を縁石などで区分した「自転車道」や、路面標示などで区分した「自転車専用通行帯」を設けていきます。一方で、既存の道幅などから自転車専用の通行空間が設置困難な道路では、市役所正面の国道152号などで実施しているように、「車道混在」という方法で車道に青い矢羽根型の標示を設置し、自転車が走るべき位置や方向を示すとともに、同じ車道を利用する自動車に、自転車への注意を促していきます。これらの取り組みについては、幹線道路を中心に、観光・レクリエーションや、通勤・通学、日常の買い物など、目的ごと

にネットワークが形成されるよう計画し、そのうえで、自転車事故が多い区間や、自転車交通量が多い区間、自転車通学における危険箇所が連続する区間などから優先的に進めていきます。

浜松市学校教育部 健康安全課
電話 053-457-2422

浜松市土木部 道路企画課
電話 053-457-2232

7. ライフサポートセンター「暮らし何でも相談」の広報はままつ掲載と協働センターのチラシ配架について

毎年ライフサポートセンターの「暮らし何でも相談」を広報はままつにて紹介いただきありがとうございます。令和5年度は西部事務所で936件（前年比111%）もの相談を受けさせていただきました。相談ダイヤルを知るきっかけとなった情報媒体は「行政広報紙やチラシ」によるもので49%を占めています。その理由は信頼の高い行政の後ろ盾があったからこそ感謝しています。

今年度につきましても「暮らし何でも相談」の年2回の広報紙への掲載、各機関へのチラシ配架の継続をいただきますよう要望します。

（回答）

ライフサポートセンターが実施している「暮らし何でも相談」の周知については、本年4月に各区役所及び協働センター等、76施設へチラシを配架するとともに、広報はままつについては、8月号に掲載し、翌年2月にも掲載を予定しています。

浜松市産業部 産業振興課（雇用・労政担当）
電話053-457-2115